

令和5年2月9日

東警株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和5年2月14日～令和8年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

〈目標〉

職場で働く女性の割合を20%以上とする。

〈取組内容と実施時期〉

- ・令和5年 2月 女性専用トイレカーを設置し、ホームページに公開。
- ・令和5年10月 求人広告の内容を、女性が応募しやすいものに見直す。
- ・令和6年 2月 ホームページ、パンフレットに女性が活躍する姿を多く掲載する。